

青森大学教務委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、青森大学（以下「本学」という。）学則第56条の規定に基づき、本学に教務委員会（以下「委員会」という。）を置き、その必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学年、学期その他教務に関すること
- (2) 教育課程及び履修方法の運用に関すること
- (3) 教養教育の実施及び学部間調整に関する事項
- (4) 各学部の教務に関する調整事項
- (5) その他全学的に共通な教務事項

2 前項は、本学のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき行う。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教務委員長
- (2) 各学部2名以上の教授、准教授、講師若しくは助教
- (3) 教務課長
- (4) その他学長が必要と認めた者

2 教務委員長は、理事長と相談の上、学長が命ずる。

3 第1項第2号及び4号の委員は、学長が命ずる。

4 委員会に副委員長を置き、委員の中から学長が指名する。

5 教務委員会に教職に関する部会及び関係部会を置くことができる。規程については別に定める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる

(委員長及び副委員長)

第5条 教務委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは会務を代行する。

(学部教務委員会)

第6条 委員会に、学部ごとに学部教務委員会を置き、当該学部にかかわる事項を審議するものとする。

2 学部教務委員会の運営については、委員会が別に定める。

(会議)

第7条 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。

2 委員がやむを得ない理由により出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

3 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

4 委員長は、必要に応じ委員以外の者を出席させて意見を聞くことができる。

5 委員長は、議事録を作成し、学長及び教授会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教務課において処理する。

(改正)

第9条 この規程の改正は、委員会が審議し、学長が行う。

附則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成25年9月25日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から改正し、施行する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から改正し、施行する。